## 大福水平社日誌

## 題

資料紹介が初めてであろう。 資料館に保管・展示されている。一時期の記述であるとは 資料館に保管・展示されている。一時期の記述であるとは 資料館に保管・展示されている。一時期の記述であるとは 資料ので、現在は桜井市立大福吉備 と略)である。『日誌』は、大福水平社の活動家・故山本 と略)である。『日誌』は、大福水平社日誌』(以下、『日誌』

た日のみ記述されている。

にある大正一四年すなわち一九二五年だけでなく、この年されたうえにペンで記載されている。記述の期間は、表紙日誌 大福水平社」と書かれ、本文は所定の罫線が印刷縦二三・〇㎝、横一五・五㎝、表紙には墨で「大正拾四年『日誌』は当時市販されていたものを使用し、大きさは

る。記述は毎日ではなく、会議や差別糾弾闘争などがあっにわたって文字が変わり、四人の書き手がいたことがわか日、翌年の三月三〇日、その翌年の八月二九日からの三回担当者が 変わった ためで あろうか、 一九二六年七月一四の一月一日から一九二九年五月一五日までである。また、

正デモクラシー』(岩波書店、一九七四年)によって一躍会の底辺に到達したことを確認」した、松尾尊允氏の『大なわち三協社が中和水平社(大福水平社の前身)へ発展しなわち三協社が中和水平社(大福水平社の前身)へ発展しなわち三協社が中和水平社(大福水平社の前身)へ発展しなの底預に、「部落改善より部落解放へ」の展開、する。と大福水平社について強べる前に、簡単に大福吉備部『日誌』の内容について述べる前に、簡単に大福吉備部

広く知られるようになった。

大福水平社の所在地である大福吉備部落は奈良盆地の南な雰囲気の入り易い部落であったという。 大福水平社の所在地である大福吉備部落の東西 大福水平社の所在地である大福吉備部落と一次割された。しかし、生活や人間関係などではひとつの生活共同体た。しかし、生活や人間関係などではひとつの生活共同体た。しかし、生活や人間関係などではひとつの生活共同体を形成していた(現在は、桜井市に大福吉備部落として存在している)。一九二〇年における大福吉備部落として存在している)。一九二〇年における大福吉備部落として存在している)。一九二〇年における大福吉備部落として存在している)。一九二〇年における大福吉備部落は奈良盆地の南京などが主体となり、これが基礎となって比較的開明的販売などが主体となり、これが基礎となって比較的開明的販売などが主体となり、これが基礎となって比較的開明的販売などが主体となり、これが基礎となって比較的開明的な雰囲気の入り易い部落であったという。

大福水平社日誌

月頃に大福水平社に改名している。

が、さしあたり何点か気づいたことを指摘しておきたい。況がうかがわれる重要な資料であることは言うまでもないさて、『日誌』については、一水平社の運動と組織の状

第一点は、草創期の奈良県における水平運動に大きな役 第一点は、草創期の奈良県における水平運動に大きな役

れに部落内での水平社の会議、ポスター貼りなどが記述さ県水平社の会議への出席、各地の水平社大会への祝電、そ実態に関してである。全国および県水平社本部との通信、第二点は、地域における一水平社の日常的な組織活動の

滞からであろう。 の克服が計られているのが目につく。ただ、一九二八年か 第二期水平運動の課題のひとつであった「無組織の組織」 維持費の集金など基本的な組織活動に力が注がれていて、 れている。とくに、定期的な会議の開催、維持員の確保と ら記述は極端に少なくなる。一九二九年五月一五日の記述 に見られるように、大福水平社内部の対立による運動の沈

践されているが、無産階級闘争への進出については、七月 ように、維持員制度の整備など組織の確立という点では実 出や教育と訓練、組織の確立などとされてきた。先に見た 期における地域社会での水平運動の闘争課題に関してであ 者は、差別糾弾闘争の記述しかおこなっていないので検討 相変わらず闘争の中心となっている。ただ、第二番目の筆 程度で(前年の二月六日に大福部落で全国水平社青年同盟 奈良県連合会が結成されている)、 むしろ 差別糾弾闘争が に全国水平社青年同盟奈良県連合会大福支部が結成された 第三点は、水平運動における第一期から第二期への転換 この転換とは、 差別糾弾闘争から無産階級闘争への進

数も六件を数える。差別糾弾闘争についても、第二期のそ 第四点は、この差別糾弾闘争の具体的展開に関してであ 『日誌』の中では差別糾弾闘争の記述が最も多く、件

> うに、差別的言辞の有無の調査を水平社が警察に依頼した 四日や一二月二八日、翌年の一〇月二二日の差別事件のよ たして、水平社が警察を利用していたのか、逆に警察が水 その解決の多くが謝罪文の 提出、 または 口頭謝罪で あっ 決定していたが(『奈良県同和事業史』七三四~五頁)、多 争を進め、その結果を代議員会に報告して討議し、行動を げ、差別糾弾にあたっては 調査委員が 代表して 実際の 闘 弾闘争の方法について である。 これより 以前の 一九二三 的言辞に対するものが多い。また、注目を引くのは差別糾 発展と言われてきたが、『日誌』を見る限り、個人の差別 の特徴は個人に対するものから社会組織に対するものへの 慎重な検討が必要であろう。 評価が分かれるところであるが、他の事例も掘り起こして 平社の善導のためおこなっていたのか、それとも両方か、 り、交渉に警察が深く関わったりしていることである。果 た。しかし、何よりも特徴的なことは、一九二六年七月一 くの糾弾闘争もこの方法が採られたようである。そして、 大福水平社は差別事件が起とった場合、執行委員に告

良県における水平運動史を豊富化するということにとどま らず、これらの事実はこれまでの水平運動史研究の見直し を要する重要な論点をいくつか提供するものであると思わ 以上、気づいたことを四点にわたって述べてきたが、奈

読みやすくするため句読点については適宜付した。なお、 章は原文のままにした。略字などの訂正を要するものなど 人名については一部姓の頭の字を□とした。 については、右に括弧で正式な文字を書き添えた。また、 り、ひらがな、カタカナ交じりで旧字体の漢字を含んだ文 するように努めた。そのため、濁点の付け方が不統一であ れ、その意味で『日誌』は貴重な資料であると言えよう。 なお、翻刻にあたってはでき得る限り原文を忠実に再現

館、そしてど教示いただいた楠木克弘・臼井寿光両氏に心 より感謝申し上げる次第である。 た桜井市立大福解放会館ならびに 桜井市 立 大福吉備 資料 最後に、貴重な資料を紹介することを快諾してくださっ

> 大正拾四年 日 誌 大福水平

月 日日 鴨公村飛驒、 出席、当日ノ協議事項左ノ如シ 方委員会議へ伊藤繁太郎、 全國水平社府縣委員長會議ノ報告及 奈良縣本部で開催ノ縣下地 山本平信二氏

ビ之ガ対策

縣水平社大會ノ件

三 新聞紙ニ関スル件

巡回講演會ニ関スル件

乓 新入営兵ニ関スル件

會計報告

奈良縣水平社維持ニ関スル件

今後ノ運動方法ニ関スル件

十四日 午后七時ヨリ光専寺ニ於テ水平社ノ集會

一月

果左ノ如シ 委員長

松本長八氏

ルコト

協議事項

出席者壱百数十名

キ、大会ノ決議ニ基キ左ノ事項を実行ス	長言長 公本長した	
	尚、大正十四年度縣本部執行委員改選結	
五日縣	(第四国大会ノモノ) 四月	
佃憲一郎氏持参ス(三十四円六十五美)	4、宣言ノ改正ノ件 (仝)	
附ス	ノ件(可決)	
月 二七日 群馬縣世良田水平社義捐金ヲ縣本部へ納	3、本願寺ノ婦人文化講演会ヲ拒絶スル 三月	
月 二七日 第三回岡山縣水平社大會ニ對シ祝電発信		
岡山縣後楽園鶴鳴館ニテ		
三月二十七日 午前九時ョリ	四回大會ノ名ノ許ニ発送スル件	
二五日 第三回岡山市水平社大	1、芳沢公使、カラハン代表ニ祝電ヲ第 三月	
革新本部創立大会ノ通知アリ	<b>其ノ外緊急重静トシテ</b>	
四日	は、「大学」、「一」(可決) 三月二一、運動不正者処分ノ件 (可決) 三月	
,	<b>済島職隊第二回帰門ノ件</b>	
<b>一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一</b>	· 圣· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
大量と区上ヨリト中義をて取らり建立。	とこ足生と生	
各地水平辻ヨリ泙義員ヲ選出ス	一九、水平灶为二農民組合、労動組合设	
〃 巽氏	(保留)	
〃 石田平一郎氏	一八、水平社運動犠牲者ニ関スル件	
"中村甚弥氏		
// 木村京太良氏	ガゴを終長ニ関ラル件	
<b>5</b>	くると生きこうくンド	
主事  宗川勘四郎氏	一五、全国水平社組織具体案作製ノ件	
to the case of the		
(保留)	三日 高田町曙座テ開催ノ第四回縣大會ニ出席	三月
一四、全国水平社ノ統一ヲ圖ルノ件	信氏本部へ出張ス	
村関紙題号変更ノ件	月二十五日  第四回大會準備委員會列席ノ為メ山本平	二月
(機) 治安維持法反對ノ件	知アリ	
消費組合設立ノ件	十九日 縣水平社第四回大會準備委員會開催ノ通	二月
4		月
一〇、賠償金トシテ改善費ヲ行使スルノ	十二日 群馬縣水平社臨時大會ノ通信アリ	二月
力、黒水同盟宣傳實行之件(「古汝)	受信ス	
政治教育普及ノ件	十日 縣本部ョリ第四回縣大會ニ関スル通信ヲ	二月
(委品)	捐金募集ニ関シテ受信アリ	
七、部落ニ於ケル特殊学校廃止ノ件	馬縣世良田水平社	二月
六、水平夜学校設立ノ件(仝)	一、會計報告 以上	
	ニ関スル件	
官製青年團解散實行ノ件	一、当水平社ノ組織及ビ今後ノ運動方法	
三、青年闘士統制ノ件(仝)	件	
二、水平社未設置部落宣傳ノ件(可決)	一、縣水平社並ニ当水平社維持ニ関スル	
一、奈良縣水平社規約改定ノ件(可決)	件	
議案左ノ如シ	一、全国及ビ縣水平社大會開催ニ関スル	
佃憲一郎、山本幸雄	ル眞相発表	
山本平信、伊藤繁太郎	一、スパイ事件ト徳川公暗殺事件ニ関ス	
当日、当水平社代議員(四名)	一、縣水平社地方委員會議ノ報告	
出居者是 <u>百数一</u> 名	協議事巧	

五月 五月 五月 四月 五月 四月 四月 四月 四月 二十日 十六日 十八日 二五日 二十日 十五日 三日 七日 十日 編輯打合セノ為メ来村 縣評議員會ニ欠席ス(流會セシ由) 木村京太郎、宗川勘四郎両氏、水平新聞 縣評議員會開催ノ通知来ル 西光萬吉、宗川勘四郎両氏、水平新聞奈 ξ 良附録編輯に関スル事ニテ来村 信アリタリ 送付ありたり、尚大會ニ對スル通知書来 全国水平社本部ヨリ第四回のポスターの 第四回全国大會の発表をす 第四回全國水平社大會 群馬縣世良田水平社事件義捐金送附の感 在営兵調査ニ付キ本部へ報告書ヲ発送ス 社二名以上ノコト 尚又、第二回軍隊慰問スルコトニナリ、 乓 = 縣本部主催第二回五十三聯隊在営兵慰問 の塔下に集合ノコト、慰問人員ハ各水平 来ル四月十日午前十時迄ニ奈良公園五重 吗 謝状受信 の為め、代表者として山本平信氏出張す 全国水平社事務所ヨリ通知アリタリ 大福水平社ノ在営兵ハ、野砲兵第二十 時日 場所 日時 催の筈 来ル四月二十三日、大阪中央公會堂 他ノ無産團体ト協議料関ヲ設置スル(機) 洞移轉問題ノ後始末 特殊学校ノ事情調査 案スル 本願寺婦人文化会ニ対シ拒絶文ヲ草 (5)各無産團体ト協議科関設置ノ件(像) (3)賠償金ニ関スル件 ②政治教育普及ノ件 テ提出スベキ議案 在営軍人慰問ノ件 ⑷悪法案撤廃ノ件 (1)宣言改正ノ件 デ開カレル全國水平社第四回大會ニ 打合せの為め、大会代議員会議を開 川勘四郎、中村甚弥) (西光氏一任) 五月二十日午前九時 大阪中之島中央公會堂 五月七、八両日(晝間) 八時ヨリ (西光氏一任) 綱領修正ノ件 (調査委員 午前 宗 六月 四月 四月 四月 五月 三〇日 二八日 十日 八日 九日 日 奈良縣水平社主事宗川勘四郎氏、下永事 当局トシテノ失態ヲ縷々謝罪セリ 太郎氏モ来合セシ為メニ、両氏ニ對シ村 員山本平信氏宅ニ来リ、幸ヒ委員伊藤繁 場所 大阪市北区中ノ嶋公会堂第四回全国大會延期の通知の受信 め発信 奈良縣水平社並二当水平社維持會員募集 の四字の訂正ヲナシ、歸村後午后九時委 由ニテ縣ニ對シ眼疾治療所補助申請ヲナ テモ該書類ノ発送元タル郡役所ニ對シ交 ルヤ、早速昇廳ナシ書類ノ『細民部落』 は狼狽ナシ原田村長ハ事ノ眞相ノ判明ス ス書類デアルコト判明セシ為メ、村当局 リ出テタルモノデナク、村役場ヨリ郡経 渉ヲナスベク準備中、該書類ガ郡役所ヨ 實ヲ帰村後委員ニ告ゲタルガ、委員ニ於 先般来、同人川口周弥、浪花染太郎両氏、 第四回全國大會延期ニテ関シ問合せの為 の為め左記の掲示をなす ルモノ)整理中之ヲ目撃セシガ、之ノ事 々と記したる書類を(眼疾治療所ニ関ス セシ際、収入役川谷氏が「細民部落」云 大福村役場へ農事ニ関スル用件ニテ出張 全國水平社規約制定ニ付規約一部ノ送附 二聯隊第二中隊四班 申込ハ床屋及ビ執行委員の許 申込期日 とを御願ひいたします。 社の消長に重大なる関係があります、 社並ニ大福水平社の維持會員を募集い 第四回大會の決議に基いて奈良縣水平 ニ決定ス 貴き聖戦の為め奮って應募下されんこ たします、維持會員募集の結果は水平 全国の本部は、大阪市北区舟場町三三 時日 代議員ハー水平社ニ對シテ弐名 維持會員には水平新聞を無代贈呈い 維持會費は毎月十戔以上のこと(錢) 大会費用ハー水平社に金壱円 たします 尚、四月十五日縣本部に於いて大会 五月五日午前八時ョリ 四月二十日迄 清川光造 七月

三日 木村京太郎氏、本田伊八氏来村 刑務所へ下獄せる通信ありたり 決あり、その為め本日(二十九日)奈良 件ノ為め控訴公判に於いて懲役六ヶ月判

飛驒本部にて開催せし臨時執行委員會

七月

の決議をもたらす

尚又、全国水平社青年同盟奈良縣聯合會 各大福水平社委員會議の結果承諾す 

福田庄太郎、伊藤繁太郎、佃憲一郎、吉 大福支部を設置スルコトに決す、支部員

十三日 青年同盟其ノ他の用事にて、本田伊八氏

田庄次、山本平信の五氏入會す

七月

七月 十五日 愛知縣知多郡新舞子水平社同人野畑豊次

郎氏ハ、差別事件の被告として名古屋刑 務所へ収監さる

六 慰問状発送は名古屋市東区千種馬走 名古屋刑務所内野畑豊次郎氏

十五日 水平新聞発行所は、大福水平社に全国水 宛ノコト

> 七月 十五日 十八日 七月分維持費徴収の為め、福田、伊藤、 青年同盟奈良縣聯合会第一回研究會を三 福支部員丸岡庄一郎・水野清七の両氏出 郷村立野に於いて開催に付、青年同盟大

照會ありたり

知あり、発行所の番地(山本平信方)の 平社中央委員会に於いて決定せし由の通

七月

丸岡、山本幸、

山本平、集会ス

二日 午后七時より光専寺に於いて髙橋貞樹、 駒井喜作、木村京太郎、本田伊八の四氏 盛会裡に午后十時半閉会す の應援で講演會を開催す、聴衆約二百名、

八月

九月 八月二十一日 八月分維持費の集金をなす

四日 縣水平社主催第二回夏季講習會を生駒郡

三郷村立野で開催す(二日間)

第一日 (四日) 出席者 田庄太郎、丸岡庄一、水野清七、 田京作、吉田庄次、 山本平信、 佃憲一郎、 岩江甚四郎 山本幸夫(雄) 山

第二日(五日)出席者

山田京作、 水野清七

九月二十六日 本部事ム所ニ於テ委員會開催(※) 決議事項

毎月十日、二十日、三十日の三日間 を定期集会日と定む

維持費は毎月新聞到着後集金を開始 すること

任者と定む 騰寫判係リハ福田、山本幸の二氏責

森川民蔵氏の寄付金一円也は九州松 本源太郎氏の石碑建立に寄附するこ

一、大福水平社第一回報告書作製ノ件 調査ニ関スル件

明日開催さるゝ縣評議員会ニ関スル

九月二十七日 当寺に於テ開催されし縣水平社評ギ員會(鎌) に山本平信、福田庄太郎、水野清七の三

大正十五年 氏出席す

十四日 城島村戒重料理業□土某方にて、『よッ弐ヶ月以前に桜井町夜具商□井卯市郎が タの人間を客にすると人気に関はると云

> 経過を聴取して引きとらしめたり セ川氏は本部に来る、為めに山本平信、(瀬) けしを以て、□土、□井の両名を連れて 福田庄太郎の両氏は両名より種々事件の ひし事を、□土が同人瀬川幸太郎氏に告 て

川と福土)間を裂かんか為めに中傷して談せし所、それば□井が私の君との(類事なしとてすぐに□土方に行き□土に強 ゐるのである、□井がそう云ふ無実なこ るか容易に返金する模様なく、その結果(だ)して再三再四貸金返済方を交渉せしめた とを申立てるなれば私も言ってやる、 立腹し今日迄福土から米一升も借用せし い』云々と傳へし為めに、瀬川は非常に 土)は瀬川を何くら使用しても差支えな 米幾何かしを貸してあるが故に自分(□ 渡す事になり、瀬川が前記□井方に行き 自己が販賣せる夜具を借金の代價として 金あり、そのために瀬川幸太郎を代人と □土某は酒興料七、八十円也を□井に貸 事件の経過 □井は瀬川に対し『□土が瀬川に

九月

告げし為め問題か起こったのである (が) 云ふ仲居と私の前で大言した、と□川に 井が只今多武峯朝野屋にゐる君ちゃんと は『二ヶ月以前に『エッタの者を寄せ附(ママ) けるな、客筋が悪くなると』云々と、

實を握ること出来ず警察署に依頼して眞 相を調査して呉れる様に同日視察係原氏 □土に交渉せる、其の結果何うしても眞 右の為め、事実が何づれにあるにせよ、 水平社より調査することになり、□井、

二〇日 十九日 前日の原刑事の報告を各委員に報告の為 所、『□井は酔ってゐる時に或ひはさう 訪さる、□井、□土の両名を種々調べし 言辞を認めし事を報告さる 前記沢井事件の為めに原視察係本部へ来 した失言をしたかも知れない』と差別的 訪問者 委員全部(福田氏を除外)

七月

不在の為め明晩本部へ来られる様家内に 原刑事宅を訪ひすぐに□井方に行し所、 めに委員会を開催し、□井に會見の為め

> 七月二十一日 午后九時頃、□井卯市郎本部へ来る、種 傳言して別る

言ったことにして解決を告げて呉れ』と 懇願する為めに、 ことにしないと世間を騒がすから、私が し事を飜し、『私が差別的言辞を弄せし 々謝罪方法を求めし所、原刑事に自白せ

ってない ことに なるでは ないかと 糸問 そう云ふことであって見れば結局君が言

し、一時□井を引取らしめ明日再び原刑

七月二十二日 に誤解を招いたとの事で原氏方を辞す 々交渉を進めしが、『昨夜私の言った事の為め私宅に訪ふ、沢井と立會いの上種 には多少言葉の足らない所があって諸君

七月二十九日 する必要があることを告げしに、原氏は られんことを希望せしが、委員會を招集 訪さる、原氏より口頭謝罪で解決を告げ 午前九時頃、原刑事、□井を同道して来

此旨ありたる為め、今晩會見の労を執る ことを約して辞去さる 各委員と原氏と会見方をアッセンをして

にして□土にも交渉することに決定 ればならないが、△土の方にも幾分疑は 発せし時は糺弾の方法も徹底的にせなけ しい点もなき事はない為めに、口頭謝罪 接同人が聞いてゐる場所で差別的言辞を W.A. これでは、種々意見もありしが、 (マ 同夜八時より本部に於て原氏と各委員と

卅日 丸岡庄一郎、水の清七、山本平信、□井 (野) も立會の上謝罪することになる 警察署より両人を換問して水平社側から

七月

(無) □土立會の上口頭にて謝罪を してム事解決を告げたり 事件解決の為め、三輪署に出張、原刑事

十二日 寺村庄ノ吉が之ノ事を村内に報告せし為 と言ひしを、偶然同旅館に居合せし同人 午前十時頃、桜井町今西旅館に於いて仝 のエッタ』の者を乾分に持って生意気だ 岡廣蔵を嘲しる言葉の中に吉岡は『笠神 町土本請負業□崎隆吉が同町吉岡組の吉

像で訓誡をしたと云ふ、実にその態度の(減) といいのなき所に煙が出ずの諺の如く想し、火のなき所に煙が出ずの諺の如く想 に署長に攻め寄せれば、署長は答へに窮 員より署長に対し、然らば□崎は差別せ 不鮮明なること笑止の極みなり を興へたとは、何を訓誡せられたかと急 本問題たる差別の有無を調べずして訓誡 とまで調べてをらずと言明せし為め、根 点は□崎はまだ認めず、警察としてもそ 闡明して保護の事実を否認す、そこで委 委員は先づ署長に対し何が為めに□崎を しことを認容せしかと糺したるに、その □崎を署に喚問して訓誡を輿へてゐると せしが、署長は決して保護せしに非ず、 警察は保護せなければならないかと糺問 出せしまゝ歸宅せずとの事故、所に心当 の人達と共に三輪署に宇太署長を訪ふ、 せる事実判明せし為めに、委員と吉岡組 りを探りしか町内に潜伏せる様子なき為 め□崎方へ行きしか、夕暮より□崎は外め、水平社側もすてをけず同夜刹弾の為 め中谷巡査を糺問せし所、警察署に潜伏

11

しか、不日桜井町に於いて謝罪溝寅會を(メタ) 直して桜井町の同人の宅迄引揚げ刹弾せ 其の結果『□崎は不要意に失言せしことに対し失言の事実を調べるしことにした □崎が主催の許に開くことになりム事解しか、不日桜井町に於いて謝罪講演會を を言明せしことを認めしため』□崎を同 署長は結局、委員を室外に去らしめ□崎

十三日 たが、 ふ理由の許に同講演會中止方を懇請され り、社會に及ぼす影響の大なる為めと云 事とゝに至っては如何ともするこ

十四日 宇太署長再び本部に山本氏を訪ひ、中止 の事に付いて再考されたいと懇談されし と言明して懇請に應せず (ぜ)とが出来ない為め中止は断然お断りする

九月二十二日 午后七時より桜井町繁栄座に於いて□崎 事件の謝罪講演會を開催、聴衆約壱千名、 盛大裡に午后十時半終了

協議の結果拒絶することになる

ため、執行委員會を開き(午后七時より)

昭和元年

米田 西光萬吉氏の三氏 富氏、阪本清一郎氏

当日の講演者

十二月 廿八日

とか、 香久山村吉備□田留蔵(五十七)は、本 に、『君達の村は不潔だとか教育がない同席し両氏等と種々世間話をしてゐる時 渉する旨を告け、同日帰村后本部へ報告 中のことでもあり、本人の宅へ行って交 する能はずその失言を糺したるが、列車 なしたるため、委員たる吉田庄次氏は黙 れば、何處へ行ってもよく分かると大言 る同人村井冨三郎並ニ吉田庄次の二氏と て大阪へ行く途中、同じ列車に乗合した 日香久山駅発前七時二十二分発の列車に 『君達の村は不潔だとか教育がない 商賣が悪いとか、新平民の村を通

糺弾為め行く 福田委員を除く外全部の委員が竹田方へ 會を開く、糺弾することに一決せし為め、 午后七時、前記□田事件に付いての委員

卅日

拘引して訓誡を與へては如何と、居合せ通常識のなき人間であるため、警察署へ る、早速委員會を開催し、何分本人は普 し中谷巡査の意見を入れる 方法に付いて 熟考を 求めて 一時 引上げ きことの当然であることを話し、謝罪の 水平運動の趣旨を説き聞かし、謝罪すべ

卅一日 を証認し、謝罪状又ハ講演会等にて謝罪(承)田に糺明せしか、本人は差別の事実を□田に糺明せしか、本人は差別の有無差別事件にに対して原氏より差別の有無本平、水野の四氏立會の許に□田留蔵の本平、水野の四氏立會の許に□田留蔵の 再びかゝることなき様懇々と諭し解決す て口頭謝罪にて解決を告げるから、今後 を求めるのか本意なれ共、特別の情を以を証認し、謝罪状又ハ講演会等にて謝罪 谷巡査並ニ水平社側より吉田、丸岡、山 午后二時、桜井警察署にて原高等係、中

> 壱月二十八日 (ママ)出張、謝罪状を(謝罪に代って印刷物) 事件の報告を受けたる委員は午后六時半 らと本人を本部に連れ来りたり を提供せしめて解決す より委員会を開き、□継方へ糺弾の為め を、大福水平社同人藤田清治が之れを認 し上牧水平社の 同人に 糺弾 されをる 所 連れ帰りて自分の方より糺弾するか

東の方だ』と放言せし為め、偶々乗合せ

三月 三十日

事務所に於いて定期委員會開催 委員協議の上事務所を山本幸雄氏宅に置 從来主として大福水平社の事務を取りつ む事となりし、本日その引継をなす き、氏に大福水平社一切の事務を取らし にてと一てい事務を取る能はず、よって ゝありし山本平信氏は、此度家庭の都合

四月 二十日

維持費徴収の件

決議事項

部門選定の件

1、連絡部 1、會計係 水野清七 主任兼任

1、出版部 山本平信

自分の居所は『香久山駅の附近の新平の 雑談中、自分の居所を聞かれた為めに、 王寺、下田駅間の列車中で隣席の婦人と 大福村横内□継清蔵は、大阪よりの歸途、 昭和弐年一月二十七日

月 二七日

廿四日 后一時、前記□田事件に関し委員會決定 通り櫻井警察署にて原高等係立會、□田 某を刹弾、るる謝罪と同時に今後をちか はしめて解決せり 一、来る十二日全国一斉に行はる『差別 撤廃デー』に関する件 十九日 廣島市に於て開催さる第六回全国水平社 大會に関して召集状受信せり 日時 十二月三、四日の両日 尚二十四日、縣本部に於て大會打合せの 為拡大委員會報告書受信		1、財政部 1、丸岡 2、山本平 1、財政部 1、丸岡 2、山本平 大月 四日 維持費徴収の為、吉田 「新本部より維持費金四円五十銭也(自一 月至三月参ヶ月分)請求書来る 月至三月参ヶ月分)請求書来る 料理屋の客筋は大福村のコレダと指四本 出し差別的表示せしを、打柄居合中の同 人川口徳三郎君の知る所となり、直に利 弾の結果、左記の謝罪状をトレリ アヤマリジョ(原文のママ) コンバン、ワタシハ、大福村ヲユビ四本 ト云ヒマシタノハ、ハルクアリマシタカ トコンゴカナラズ云ヒマセンカラ、ナ
2、北原泰作氏家族慰問 三、大会参加出発 十二月一日 十一月 廿七日 事務所に於て監時委員會開催 お議事項 一、大會宣傳に関する件 、北原氏家族慰問金幕集に関する件 ・ 北原氏家族慰問金幕集に関する件 ・ 北原氏家族慰問金幕集に関する件 ・ 大會宣傳に関する件 ・ 大會宣傳の為、ポスター百枚村 ・ 大會宣傳に関する件 ・ 大會宣傳に関する件 ・ 大會宣傳に関する件 ・ 大會宣傳に関する件 ・ 大會宣傳の為、ポスター百枚村 ・ 大會宣傳に関する件 ・ 大會を加出発 ・ 十二月一日 ・ 大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	十月 廿二日 櫻井町□田勝康は、三輪町川辻方にて雑十月 廿二日 櫻井町□田勝康は、三輪町川辻方にて雑・・第六回全国大會参加人員 一、第六回全国大會参加人員 一、第六回全国大會参加人員 1、財政確立に関する件、維持員1、財政確立に関する件、維持員1、財政確立に関する件、維持員1、財政確立に関する件、維持員	一、五條町差別問題に関する対策  一、五條町差別問題に関する対策  一、五條町差別問題に関する対策  一、五條町差別問題に関する対策  一、五條町差別問題に関する対策  一、五條町差別問題に関する対策  一、五條町差別問題に関する対策  一、五條町差別問題に関する対策  一、五條町差別問題に関する対策

二組に別れてボ集す 高田町労農黨支部に於て広大委員會開催(※) に付、山本平、水野君参會、協議事項左

- の如し
- 一、全口水平社中央委員選定の件一、全国大會報告演説會の件
- 一、縣大會に関する件
- 一、市町村に対し水平運動基金の支出申
- 維持費徴収に関する件
- 一、北原氏家族慰問金に関する件

初瀬町に於ける差別事件眞相調査の為出

差別的言辭を口しせり を同町三浦某なる者仲裁に入り、而して で云々の言辭を為し為めに問題となれる 居某が寄心に行きたり、其の際コンナ所 みや(馳向の人水平社同人)に行けるを仲 業近江屋の客桜井某すぢ向ひの同業者と 事件は新正一日の事にして、初瀬町料理

平常温ジュン猫の如くなるが酔かと悪く 差別者□浦能吉はでい酔中にて、其の性

> 中の部落民熱狂中を利用し、特別維持費 立の為、やがて有り得るであろう選挙最 兼ねての懸案なりし大福水平社の基金確 監時委員會開催、左記の議案を協議せり(m) (m) 屋に種々今後をいましめて帰村せり 近江屋の仲居は翌日為めに暇を出され、 て町内に嫌はれ居る男なり 總選挙に西光万吉氏出馬の噂あり、此際 事情を聞知せる委員は□浦を糺彈、近江 □浦は糺彈されて解決せりとの事なり を募集する事になす

廿八日

昭和三年八月弐拾九日

水平社委員會出席 村井、水野、山本平 山本幸、吉田、丸岡

山田、伊藤

維持費徴収ニ関スル件

イ、青年團ニ徴収依頼スル事

ロ、青年團ニ對しテ交渉委員

山本平信、水野清七 山田京作

我が大福水平社に消費組合設置す

昭和三年九月

に色々と穢多の歴史をを聞かせ謝罪文ビに渡し、其翌日正氣付いた□々木八十松 其時来合せた大福駐在所巡査安井君の手 ラ一千枚にて圓満に解決す 瀬川幸太郎に穢多と言辞を発し、九時頃 山本平信方へ連れ込み事件の眞想を知り 山之坊の自宅に歸える途中、奈良縣本部 り、其時山之坊□々木八十松酒によい、 戒重、福土料理店に於て菓家の道具市あ

一九弐九年四月二七日

聞いた、水野勝二郎は其儘村に歸へりしけれどもゆしてやってくれと云ったのを(ママ) けエタの言葉を発した時、傍らにゐた大 其の儘勝二郎が桜井方面へ行って帰りが け、エタ川との云々の事件を起したが、 王堂床屋□田由太郎が魚取の話を出しか て商用にて依りし、其時出合してゐる仁 た水野勝二郎、仁王堂自轉車商大谷方に 四月二十四日朝十時頃、出商賣に出かけ

> 的にとらはれた非差別者に対し言ひ聞か したので、大福水平社より色々なる傳統 せ謝罪状にて解決す

第、水野清一に事情を話し、□田某はエ

タと云った事を心から云ひましたと自白

一九二九、五月十五日

統一の為委員会開催 一昨年来、立共事件依り我か大福水平不(カ)(ダ)(ママ)

一九二八年七月 水平社主任を引断す (#) 山本幸雄君より、何等事故なくして大福

毎月三日を我等の記念日と定め、定期集

合とす